

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付事業Q & A

第3版【令和4年4月27日現在】

このQ & Aは、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金の運用についてまとめたものであり、今後、必要に応じ、順次更新を行っていきます。

Q 1 : (法人の方) 山ノ内町内に法人登記をしているが、導入する店舗は町外にある。
この場合は対象となるか？

⇒山ノ内町内の店舗や事業所に導入することが必要なので、対象外となります。

Q 2 : (個人事業主の方) 住民登録地は町外だが、導入する店舗が町内にあれば対象となるか？

⇒山ノ内町内の店舗や事業所に導入することが必要なので、対象となります。

Q 3 : 通信販売は対象となるか？

⇒店頭等での対面販売を行う際に必要となるキャッシュレス決済が対象となるため、対象外となります。

Q 4 : 本補助金の対象外となる業種はあるか？

⇒以下の業種が対象外となります。

- (1) 政治又は宗教を目的とする事業
- (2) その他、町長が不相当と認める事業

Q 5 : 町内で5店舗を経営しており、3店舗については数年前からキャッシュレス決済を導入しているが、2店舗については令和4年4月1日以降に新たに導入したい。この場合の2店舗分は対象となるか？

⇒山ノ内町内の店舗や事業所に令和4年4月1日以降に新たに導入するものであり、補助金の対象となります。

ただし、補助金はあくまで1事業者につき5万円までとなっていますのでご注意ください。(店舗数に応じて金額は増えません)

Q 6 : 同一人物が、旅館業を法人、飲食店を個人事業主としてそれぞれ事業者として営業している場合は、それぞれの店舗で申請ができるか？

⇒別々の事業者として、それぞれの法人・個人で申請ができます。(口座名は別々になります)

Q 7 : キャッシュレス決済の種類拡充を目的とするとは、どんな場合か？

⇒すでにクレジットカード決済端末があるが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、QRコード決済や電子マネー決済など種類を拡充する場合となります。

Q 8 : 補助金の課税上の取扱いはい？

⇒法人税、個人の所得税上は課税対象となります。ただし、補助金を含めた1年間の収入から必要経費を差引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差引いた残額がない場合などには、所得税の負担は生じません。

Q 9 : 申請書は、どこで入手できるか？

⇒申請書は、町ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、町観光商工課の窓口でお渡しすることもできますので、感染症予防対策をとったうえでご来庁ください。

Q10 : 対象経費には、消費税は含まれるか？

⇒消費税は含まれません。

Q11 : 『町内で営業していることがわかる書類』として、どのような書類を提出すれば良いか？

⇒事業所の所在地を確認できる書類（営業許認可所の写し、個人事業の開業届書の写し、所得税の確定申告書の写し、法人町民税の申告書類など）を提出してください。

Q12 : 交付決定を受けたあと、導入費用や機器の種類が変更になったが手続きは必要か？

⇒導入費用や機器の種類を変更するときは、事前に変更に係る申請書を提出してください。

Q13 : スマートフォンやタブレットの購入費は補助対象となるか？

⇒主にキャッシュレス決済の利用を目的として使用する場合は対象となります。キャッシュレス決済を利用する契約書等の証明資料をご提出ください。

Q14：電子マネーによる決済をすでに導入しているが、種類の違う電子マネーを新たに導入したい。補助対象になるか。

⇒追加で導入する部分に係る費用は対象になります。

Q15：令和3年度中にこの補助金を受給してキャッシュレス決済を導入したが、令和4年度にさらに種類拡充したい。補助対象となるか。

⇒補助金の交付は1事業者1回限りですので、対象外となります。